告

目

平成十

一千五百四号

示 次

児童福祉法による居宅支援事業者の指定...... 身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定 地力増進対策指針の制定. 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定. 身体障害者福祉法による医師の指定...... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定..... 告 (安心推進課) (回 同) (同) (障害福祉課) 保高 険福 同 課祉 ÷ : : : : \equiv

政県 策生

:

三.

同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

土地改良区の定款変更の認可....

右

同 : \equiv

:

(農村整備課)

三

示

青森県告示第六百十四号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

次

より公示する。

(火曜日) 七月十九日 七年 氏名 指定居宅サービス事業者 称 又

名は

所在地又は住所主たる事務所の

名

称

所

在

地

年指 月 日定

類 ビ ス の 種

行居宅サー

事ビス業事

所を

青森県告示第六百十五号

有限会社や

活型痴 介共呆 護同対 生応

荘 - グ ムル -よ い れ

蒲生八五の一町大字舞戸町の

字沢

三平

成 Ŧi.

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ 青森県身体障害者福祉法施行細則 (昭和六十二年

平成十七年七月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

相沢	水野	百田	伊東	近藤	E	£
<u>俊</u> 二	稚香	行 雅	和雄	慎浩	슢	3
院三沢市立	る 学 関 記	白生会	弘前中央病院	附弘 属大 病大	名	勤
院三沢市立三沢病	ろ学園 青森県立あすな	白生会胃腸病院	病院	附属病院弘前大学医学部	称	務す
一の一〇	渡 一○一 三 三 三 三 三 三	一四二の一五所川原市中平井町	弘前市大字吉野	弘前市大字本町五三	所在	病院
四丁目	· 注 字 · 江	平 井 町	野町三	町 五 三	地	等
障害) 障害、小腸機能 外科 (直腸機能	不自由) 整形外科 (肢体	障害) 障害、小腸機能 外科 (直腸機能	(心臓機能障害)	機能障害)		◇ 寮 斗 目
"	"	"	"	一 ・成 ・	年月日	指定

平成十七年七月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県告示第六百十六号

七条の二十三第一号の規定により公示する。により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十月体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

祉藤社 協崎会 議町福 会社祉	名	指定
会法福人	称	居宅支
富町南田大津七字軽	所主のたる	又援 事業
つ 常郡 の盤藤 一字崎	所る 在事 地務	者
等居事宅	援和の原理を]体
護	類。	害
ーレスト ドムへ 下がい	名	業身 を体 行障
シル社タプ協力サホ	称	う害者業居
富町南田大津	所	所宅生
六字軽	在	支
七常郡 の盤藤 一字崎	地	接事
= 平成	年月	
	日	定 ———

青森県告示第六百十七号

十三第一号の規定により公示する。り、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定によ

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

"	七常郡 の盤藤 一字崎	六字軽	富町南田大津	シル社タプ協力サホ	ービスな	等宝介護	富田七〇の一南津軽郡藤崎	祉協議会 藤崎町社会福 祉法人
□平 • 成 •	山字二大	一字市	二久八 の保戸		のぞみ園	等居 事完 業 護	二の一〇 八戸市大字大山二 二	のぞみ会社会福祉法人
年月日	地	在	所	称	名	援者の居種類	所 の 所 在 事 務	名称
指定	業を	援事	宅支票	事業者居	行知 う的 事障	写的 2障	又援事業者	指定居宅吉

青森県告示第六百十八号

第一号の規定により公示する。 次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、

平成十七年七月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

□平 ・成 □	七常郡 の盤藤 一字崎	六字軽 七常郡	富町南 田大津	センタプ協力サホ	ー I 藤 ビム町	等居 事宅 業護	富田七〇の一 町大字 郡藤崎 一	会社社会法福人	祉藤社 協崎会 議町福
年月日	地	在	所	称	名	類 打 0 和	所の所在地 地	称	名
指 定	を	事業	万 接	事居 業宅 所生	行児	えり 見 登 国 国 電 記	义援事業者	定居宅支	指

青森県告示第六百十九号

により公表する。川地力増進地域に係る地力増進対策指針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定川地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第六条第一項の規定により、平賀町葛

平成十七年七月十九日

日子

土壌の性質

青森県知事

Ξ

村

申

吾

なため、膨軟であるが、乾燥しやすい。 足による塩基状態の不良な土壌が多い。また、表層は、仮比重が小さく、軽しょうは、全般に中庸であるが、りん酸の固定力が大きく、石灰と加里の集積と苦土の不質から埴壌質の表層腐植質黒ボク土と淡色黒ボク土が分布している。土壌の保肥力本地域は、標高約四百メートルで火山性丘陵地の中腹に位置し、表層の土性は壌

二 土壌の性質の改善目標

─ 作土の厚さは、二十センチメートル以上とする。

県

(五) (PU) (三) から二十五パーセントまでとする。また、苦土及び加里の当量比は二以上とする。 和度を四十五パーセントから六十五パーセントまで、苦土飽和度を十パーセント 可給態りん酸含量は、 塩基の状態は、 塩基飽和度を六十パーセントから八十パーセントまで、 乾土百グラム当たり二十ミリグラム以上とする。

ペーハーは、野菜類については六・

から六・五までとする。

- 交換性加里含量は、乾土百グラム当たり二十ミリグラム以下とする。
- の増進に必要な営農に関する事項 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力
- 深耕により作土の厚さを確保する
- 施用する。 石灰質資材及びりん酸質資材は、土壌ペーハー及び塩基状態に応じて選択し、
- 堆きゅう肥等の有機物施用に努める。
- じないか若しくは施用量を減らす。 りん酸及び加里の集積しているところでは、土壌養分に応じてそれら養分を施
- その他地力の増進を図るための必要な事項
- 定期的に土壌診断を実施し、土壌の養分に応じた適正な施肥管理を行う。
- 効率的な輪作により連作障害の防止に努める。

(___)

公

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十七年七月十九日

申請のあった年月日

平成十七年五月二十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むつ下北子育てネットワークひろば

代表者の氏名

小川

千恵

Ξ

石灰飽

主たる事務所の所在地

兀

定款に記載された目的 むつ市新町一七の七

五

この法人は、障害のあるなしにかかわらず、むつ下北地域の全ての子ども達が豊

かに育ちあえる地域づくりを目指す。

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

平成十七年七月十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

平成十七年七月六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さわやかネット

Ξ 代表者の氏名

志朗

主たる事務所の所在地

兀

八戸市下長六丁目一二の八

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者に対して、日常生活の支援に関する事業を行い、

社

会福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 浅水

により公告する。七崎土地改良区の定款の変更を平成十七年七月八日認可したので、同条第三項の規定

平成十七年七月十九日

青森県知事

土村

申

吾

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

宗 東 奥 印 刷 株 式 会 社 ラ 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 (印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭